
3. 整備に関する基本方針

3-1. 長寿命化に関する基本方針

学校施設の現状と課題を踏まえて、長寿命化に関する使用目標年数、耐久性や機能及び性能の向上、維持管理に関する基本方針を定める。

方針1：校舎・体育館の使用目標年数を75年（60年）とする

- ・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」には、税務上、減価償却率を求める場合の基となる建物の耐用年数（法定耐用年数）が建物の構造別・用途別に定められている。しかし、法定耐用年数は、構造躯体の劣化により使用が困難になる寿命ではない。
- ・これらを踏まえ、大牟田市公共施設維持管理計画では鉄筋コンクリート造は75年を、鉄骨造は60年を目標としているため、同じ年数を目標とする。
- ・狭小の体育館は学習活動に制約があるため、上記の使用目標年数に関わらず学校再編に伴い改築を行うとともに、学校再編を行わない学校についても時期を見て改築を行う。

方針2：建物の耐久性の向上にあわせ、機能や性能の向上を図る

- ・学校施設の老朽化対策を進めるにあたって、劣化した施設について単に建築時の状況に戻すだけでなく、安全安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成など、時代のニーズに対応した施設への転換を目指す。
- ・時代のニーズに対応した施設への転換を現施設の中で行うため、専用の部屋が必要となるものを除き兼用の使用が可能な場合は、兼用使用の改修を行う。
- ・改修を行う際は、日常の維持管理や行いやすいよう十分に配慮する。
- ・子どもたちの目に触れる機会が多いと考えられる部分の木質化により、温かみと潤いのある教育環境の創出に努める。

方針3：適切な維持管理を実施する

- ・子どもたちが安心して学習でき豊かな学校生活を送るためには、学校の施設・設備を適切に維持管理・改善していくことが不可欠である。施設・設備の不具合を早期に発見して適切に処置することは、安全管理の面からも重要であることから、学校の施設・設備の実態を把握し適切に評価を行い、従来の「事後保全」型の管理から、「予防保全」型の管理への転換を図る。

3-2. 小規模な建築物の長寿命化に関する基本方針

小規模な建築物等は本計画の対象外であるが、以下の方針に基づき、別途、施設維持補修の年次計画により整備を行う。

〈体育倉庫〉

- ・ 木造の体育倉庫は、白蟻被害や老朽化が著しいことから、年次計画で改築を行って、一部比較的新しい倉庫を除き完了している。今後は、昭和 43 年度から補強コンクリート構造（ブロック造）及び鉄骨構造で建築し老朽化しているものから、順次改築を行う。

〈屋外プール施設棟〉

- ・ 補強コンクリート構造（ブロック造）又は鉄筋コンクリート構造で建築しているプール施設棟は、屋根及び壁の老朽化しているものから修繕対応する。

〈部室〉

- ・ 補強コンクリート構造（ブロック造）又は鉄筋コンクリート構造で建築している中学校の部室は、補強コンクリート構造（ブロック造）の老朽化しているものを修繕対応する。